

エルバーフェルト制度の展開：(II)

加来, 祥男
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4494285>

出版情報：経済學研究. 64 (3/4), pp.21-45, 1998-01-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

エルバーフェルト制度の展開（2）

加 来 祥 男

はじめに

I 制度の改正・拡充とその周辺

(1) 制度の改正・拡充

- (a) 救貧部
- (b) 在宅救済
- (c) 施設救済

(2) 周辺の制度と組織

- a 遺児評議会
- b エルバーフェルト婦人協会
- c 保養施設

II 救貧活動実績と貧困者層の構成

(1) 在宅救済

- (a) 救済の動向
- (b) 被救済者の構成

(以上、第 63 巻第 3 号)

(2) 施設救済

施設への受け入れは、緊急を要する場合を別として、一般的には、(1)貧民扶助員の調査ないし救貧医の診断を基礎とした、地区会における受け入れの提案、(2)そこでの審議と決定、市救貧部へのその申請、(3)市救貧部における最終的な決定、という手続きを経てなされた³³⁾。その実績を各施設についてみることにしよう。

救貧院 エルバーフェルトの救貧施設の収容者数を示す第 12 表によると、救貧院の収容者数

は、新制度の実施後も在宅救済の場合のように急速には減少しなかったし、その後の変動もなだらかであった。より立ち入ってみよう。1860年代中葉に一時的に 150 人余りにまで減少した収容者数は、66 年に反転して、72 年まで 170 人前後で推移し、73 年からはさらに増大して 75 年には 200 人をこえ、70 年代末から 1900 年代の初頭までは、1890 年代後半の減少を挟んで、230～250 人の水準にあった³⁴⁾。ところが、それは 1904 年以降は減少傾向を示し、10 年には 200 人の水準を割った。さきにもたように、1890 年代中葉には保養施設が相次いで開業し、それらに高齢貧困者が収容されたから、救貧院収容者数の減少には、これも作用したのであろう。第 13 表が示すように、これらの施設の収容者数の合計は 1910 年には 200 人をこえ、救貧院のそれを上回っていたのである。

第 14 表にみられるように、救貧院収容者の半

33) これは、1853 年「指示」第 8、9 条で規定され、それが 61 年「指示」第 46-50 条で豊富化された。それ以降はそれが引き継がれていったことは、第 3 表によってわかる。

34) 以上のような収容者数の増減にかかわる事情を少し補足しておこう。1873 年の年次報告によれば、「1866 年から始まる増加は、主として、市病院の回復期の被扶助者 Pflinglinge を一時的に受け入れる棟が開設されたことによる。」*Bericht für das Jahr 1873*, S. 31. また、78 年度報告では、74 年以降の収容人数の著増によって救貧院の増築が必要となった、と記されている。*Bericht für das Jahr vom 1. April 1878 bis dahin 1879*, S. 38.

第12表 エルパーフェルトの救貧施設収容者数
(単位：人)

年	救貧院	遺児院	孤児院
1856	176	256	57
57	201	272	76
58	177	258	77
59	171	272	58
60	168	291	48
61	177	278	51
62	184	247	46
63	163	243	41
64	153	211	43
65	154	211	29
66	177	226	37
67	178	225	30
68	177	196	43
69	161	205	45
70	181	219	36
71	176	235	43
72	172	242	38
73	188	235	26
74	183	240	28
75	203	233	40
76	215	226	45
77	218	227	52
78	242	222	69
79	239	216	59
80	231	222	76
81	225	220	89
82	238	206	85
83	250	205	111
84	251	195	119
85	253	200	122
86	244	190	128
87			
88			
89			
90			
91		150	159
92	239	151	158
93	244	156	151
94	237	157	149
95	220	154	164
96	222	147	150
97	213	161	157
98	217	165	161
99	224	160	135
1900	230	151	145
01	250	154	160
02	249	151	196
03	247	150	166
04	239	142	178
05	227	131	177
06	222	121	193

1907	220	103	202
08	211	91	192
09	224	81	199
10	197	79	188
11	146	88	196
12	135		363
13	133		373

註：1876年までは12月末、77年以降は3月末の収容者数を示す。

資料：Bericht für das Jahr 1857, S. 21; Bericht für das Jahr 1858, S. 15; Bericht für das Jahr 1859, S. 16; Bericht für das Jahr 1860, S. 14; Bericht für das Jahr 1861, S. 21; Bericht für das Jahr 1862, S. 14; Bericht für das Jahr 1863, S. 19; Bericht für das Jahr 1864, S. 26; Bericht für das Jahr 1865, S. 23; Bericht für das Jahr 1866, S. 33; Bericht für das Jahr 1867, S. 27; Bericht für das Jahr 1868, S. 28-29; Bericht für das Jahr 1869, S. 29-30; Bericht für das Jahr 1870, S. 34-35; Bericht für das Jahr 1871, S. 32-33; Bericht für das Jahr 1872, S. 33-34; Bericht für das Jahr 1873, S. 30-32; Bericht für das Jahr 1874, S. 31-33; Bericht für das Jahr 1875, S. 33-35; Bericht für das Jahr 1876 und das Quartal Januar/März 1877, S. 35-36; Bericht für das Jahr vom 1. April 1877 bis dahin 1878, S. 40-41; Bericht für das Jahr vom 1. April 1878 bis dahin 1879, S. 38-39; Bericht für das Jahr vom 1. April 1879 bis dahin 1880, S. 38-39; Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 36-37; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 39-41; Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883, S. 51-53; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884, S. 55-57; Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885, S. 56-58; Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 68-70, 75-76; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 136, 142; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910, S. 216, 220; Jahrbuch der Stadt Elberfeld. 11. Jg. 1913, S. 181, 184.

エルバーフェルト制度の展開（2）

第13表 エルバーフェルト保養施設の収容者数

（単位：人）

年	ネヴィアント 保養院	エルプシュ レー保養院	皇后アウグ スタ保養院	皇帝ヴィルヘ ルム保養院	老人保養院	合 計
1891	52	—	—	—	—	52
92	53	—	—	—	—	53
93	53	—	—	—	—	53
94	52	20	—	—	—	72
95	55	22	—	—	—	77
96	53	22	19	29	—	123
97	53	22	24	30	—	129
98	52	21	27	28	—	128
99	51	23	26	27	—	127
1900	49	23	27	27	—	126
01	53	23	30	30	—	136
02	54	29	28	30	—	141
03	52	29	29	29	—	142
04	51	29	29	32	—	141
05	51	30	25	29	—	135
06	54	29	27	29	—	139
07	57	30	29	27	—	143
08	57	30	28	30	—	145
09	65	31	31	29	—	156
10	57	30	29	25	108	249
11	60	30	30	25	133	278
12	58	30	32	29	139	288
13	58	27	33	29	145	292

註：1910年までは年末、1911-13年は年度末の収容者数。

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 158, 160, 162, 164; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 5. Jg. 1907, S. 145; 7. Jg. 1909, S. 170; 9. Jg. 1911, S. 164; 11. Jg. 1913, S. 185.

数以上は60歳をこえる高齢者であったし、心身の欠陥による労働不能者も全体の60%以上を占めていた。そして、高齢者や労働不能者の占める割合は、時期が下がるに従ってますます大きくなるという傾向さえ示していた。1912年に名称が救貧院から保養院に改められたのも、こうした実態にあわせた措置であった、と考えられよう。他方、労働可能な収容者のうち、男子の場合には、院内の作業場で靴職人、仕立屋、指物師などの、院外で糸巻き工や轆轤工の仕事が割り当てられたし、病弱者は筵編みなどに従事した。また、女子の収容者は、編み物、裁縫、家事といった仕事を行った。そして、これらの作業に対しては報酬が支払われた³⁵⁾。

遺・孤児院³⁶⁾ 再び第12表に戻れば、1850年代後半には250人をこえていた遺児院収容者数は60年代に入って減少し、68年には200人を

35) 部分的にであれ労働可能な救貧院収容者がこのように種々の作業を行い、それに対して報酬を受け取る (gegen Lohn od. Vergütung beschäftigen) ということは、1880年度の年次報告から記述され始めるが、旧制度の下でも同様のことは行われていた。Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 36; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 39; Die Elberfelder Wohlfahrtspflege, 3. Bd., S. 130. なお、Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 137では、今世紀初頭の状況を次のように記述している。「現在、救貧院収容者は、高齢で病弱な労働不能の人物、平穏な精神病患者、白痴者、癲癇患者、盲人、聾啞者、それに、なお部分的に労働可能な人物から構成されており、労働可能な人物は、院内で家事、園芸、農業の仕事や院外の仕事をして、報酬を受け取っている。」

第14表(1) 救貧院収容者の構成(1)

(単位:人, %)

年	収容者数	うち,50歳超	うち,60歳超
1870	181	131(72)	
75	203	146(72)	
80	231	161(70)	
85	253	175(69)	123(49)
92	239	155(65)	115(48)
95	220	146(66)	100(46)
1900	230	177(77)	126(55)
05	227	174(77)	128(56)
10	197	168(85)	117(59)

註: 1) 1875年までは12月末の, 80年以降は3月末の数字。

2) ()内は収容者数に対する%を示す。

資料: *Bericht für das Jahr 1871*, S. 32; *Bericht für das Jahr 1876 und das Quartal Januar/März 1887*, S. 35; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881*, S. 33; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886*, S. 68; *Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902*, Teil 1, S. 136; *Jahrbuch der Stadt Elberfeld*, 5. Jg. 1911, S. 153.

割った。それは、70年代前半にやや増加したが、後半以降は再び減少に転じて、85年には200人、91年には150人となり、その後は150~160人の水準にあり、1904年以降はさらに減少して、08年には100人を切った。長期的には、遺児院収容者数は減少する傾向にあったのである。

他方、1850年代後半に80人近くであった孤児院の収容者数は、それから小刻みな増減をくり返しながらかつて減少して73年末には26人となったが、それから上昇に転じて、83年には100人、91年には150人をこえ、90年代には160人前後の水準で横這い状況に入った。その後、それは、一時的な減少をはさんでさらに増加し、1910年頃には約200人を数えた。このように、孤児院収容者数の変動には遺児院の

36) 以下の、遺児院と孤児院について、全般的には、*Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902*, Teil 1, S. 141; *Die Neuordnung*, S. 67-68; *Die Elberfelder Wohlfahrtspflege*, 3. Bd., S. 236-239, 243による。

第14表(2) 救貧院収容者の構成(2)

(単位:人, %)

年	収容者数	うち,労働不能者
1880	231	142(62)
81	225	182(81)
82	238	203(85)
83	250	187(75)
84	251	185(74)
85	253	188(74)

註: 1) 3月末の数字。

2) ()内は収容者数に対する%を示す。

資料: *Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881*, S. 33; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882*, S. 39; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883*, S. 51; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884*, S. 55; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885*, S. 56; *Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886*, S. 68.

場合とは大きな相違がみられた。

捕捉できる範囲で孤児院収容の理由をみれば(第15表), 両親が救貧院ないし病院に入院したことを理由とするものが最も多く、それは、少ないときでも半分近くを占め、全体の2/3以上になることも稀ではなかった。それに続く理由としてあげられた「遺棄」と「拘留」の場合にも、両親の困窮がその背景をなすというケースは少なくなかったものと推測される。おそらくはそうしたことも関わって、孤児院への収容は短期的なものが多く、頻繁に入・退院が行われた。これについての数字が得られる70年代後半から80年代に前半にかけての状況をみると、「一時入院」は、最も小さいときでも「継続入院」の2.4倍、大きいときにはその10倍以上にものぼったのである。

2歳未満の遺児は市内の里親の下で育てられ、それから施設に受け入れられた。これらの児童は、新制度の下でも、さしあたっては旧制度時の慣行を引き継いで、院外の工場に労働者として雇用されていた。しかし、1860年にはそれが

第15表 孤児院収容の動向と理由

(単位：人)

年(度)	期首在院	入院	退院	期末在院	孤児院入院の理由			一時入院	継続入院
					遺棄	入院	拘留		
1867	37	51	58	30	6	19	5		
68	30	59	46	43	9	17	17		
69	43	51	49	45	10	23	12		
70	45	63	72	36	21	37	5		
71	36	72	65	43	16	50	6		
72	43	57	62	38	18	22	17		
73	38	63	75	26	20	27	16		
74	26	55	53	28	10	27	18	69	12
75	28	108	96	40	15	53	40	125	11
76	40	64	59	45	8	31	25	81	23
77	52	90	73	69	27	52	11	109	33
78	69	103	113	59	34	44	25	153	19
79	59	100	83	76	20	66	14	124	35
80	76	129	116	89	16	91	22	167	38
81	89	104	108	85	19	64	21	140	53
82	85	130	104	111	35	85	10	151	64
83	111	123	115	119	36	64	23	165	69
84	119	148	145	122	32	99	17	189	78
85	122	161	155	128					
86	128								
87									
88									
89									
90				159					
91	159	140	141	158	62	67	11		
92	158	152	159	151	48	77	27		
93	151	159	161	149	24	103	32		
94	149	156	141	164	34	96	26		
95	164	168	182	150	47	105	16		
96	150	181	174	157	40	104	37		
97	157	174	170	161	60	79	35		
98	161	166	192	135	46	93	27		
99	135	237	227	145	40	172	25		
1900	145	216	201	160	64	142	10		
01	160	301	265	196	50	176	18		
02	196	311	341	166	68	147	38		

註：1) 収容の理由は、1867-69年については期末在院者、70年以降は1年中に受け入れた孤児についての数字。

2) 収容理由の「入院」とは、両親が救貧院ないし病院に入院し、そのために児童が孤児院に受け入れられたことを意味する。

3) 「一時収容」とは1年のある期間だけの収容を、「継続収容」とは1年をとおしての収容をいう。

4) 1867-75年については暦年、76年以降は年度(4月から翌年3月まで)の数字。

資料：第12表に同じ。

廃止され、彼等に対する初等教育がなされることとなった。それは、当初は救貧院内の貧民学校で行われたが、62年には遺児院内に公立の国民学校が設置され、遺児院長が校長を兼ねた。

この学校を終えると、男児は手工業の修業に入るのが一般的であった。80年代前半について、修業が行われた手工業の職種と人数をあげておけば、第16表のとおりである。女兒の場合には

第16表 遺・孤児院収容児童の手工業の修業

(単位：人)

職 種	1880年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年
家具職人・指し物師	4	4	3	4	4	6
ブリキ職人・銅細工人	6	5	6	6	4	2
ペンキ屋・経師屋	6	3	3	3	2	4
馬具職人	2	2	1	—	—	1
製本工	1	—	—	—	—	—
印刷工	1	—	—	—	1	2
写真屋	—	—	—	—	1	1
錠前工	12	8	13	12	8	2
鍛冶工	1	1	2	2	1	8
黄銅製造工	—	—	—	—	1	1
仕立屋	6	8	9	8	5	3
靴屋	4	6	7	6	4	1
ブラシ製造職人	4	3	6	6	6	5
ナイフ研磨工	1	—	—	—	—	—
リボン織り工	1	—	—	—	—	—
パン焼き職人	1	1	—	—	—	—
庭師	3	4	5	9	10	10
馬車塗装工	—	—	1	1	1	1
旋盤工	—	4	6	5	7	3
合 計	53	49	62	63	55	50

註：各年3月末に修業中の児童数。

資料：Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 38; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 41; Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883, S. 53; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884, S. 57; Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885, S. 58; Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 70.

16歳までは院内にとどまって家事の教育・訓練をうけた後、女中として働くことになっていた。また、60年代末から70年代中葉にかけての教師不足という状況のなかで、優秀な児童に対しては教師養成の教育もなされた。66年には遺児院において予備教育を受けた2人が師範学校 Lehrer-Seminar に進んだ。その後69年には市議会の決議に基づいて遺児院内に、ここに収容された児童だけを対象とする師範予備学校 Präparanden-Anstalt が設置された。この学校への入学者は73年末までに13人を数え、在籍者数は74年末には8人、75年末に6人、77年3月に5人であった³⁷⁾。遺児院と孤児院に収容された児童は、成年に達するまでこれらの施設の後見と監督の下におかれていた。

病院・医療 病院入院者数の推移は第17表に示されている。1864年から年初、年間の入院者数がともに急増したのは、新築された病院の諸条件が旧病院のそれよりも良好だったからであり、診療希望者が多すぎたために、この病院では、本人の生命、家族の健康、地域の安全を考慮したうえで診療が制限されることもあった³⁸⁾。67年にも入院患者数の大幅な増加がみられたが、これは、病院の信頼が増してきたこと、66年12月から診療費が引き下げられたことによるものであった、という³⁹⁾。

37) Bericht für das Jahr 1874, S. 33-34; Bericht für das Jahr 1875, S. 35; Bericht für das Jahr 1876 und das Quartal Januar/März 1877, S. 36; Bericht für das Jahr vom 1. April 1877 bis dahin 1878, S. 43.

エルバーフェルト制度の展開（２）

第17表 エルバーフェルト市病院入院者数

(単位：人)

年(度)	期首在院者数	入院者数	退院者数	期末在院者数	うち、一般患者数
1857	73	599	597	75	
58	61	636	632	65	
59	71	348	397	22	
60	50	580	560	70	
61	71	528	523	76	
62	74	521	524	71	
63	77	490	499	68	
64	111	883	859	135	
65	142	901	930	113	
66	151	983	1005	129	
67	132	1682	1642	172	761
68	172	1582	1603	151	782
69	151	1676	1667	160	885
70	160	1588	1583	165	782
71	165	1631	1614	182	811
72	182	1696	1703	175	900
73	175	1544	1556	163	830
74	163	1338	1323	178	713
75	178	1367	1326	219	719
76	219	1229	1251	197	559
77	205	1842	1836	211	805
78	211	2112	2124	199	946
79	199	2141	2146	194	827
80	194	2100	2089	205	822
81	205	1916	1922	199	765
82	199	2096	2106	189	864
83	189	2007	2028	168	764
84	168	2020	2028	160	767

註：1) 1867年までの入院者数は1月1日から12月1日までの数字。

2) 1876年までは暦年、77年以降は年度の数字。

3) 「一般患者」とは治療費が支払われた入院患者を意味する。

資料：Bericht für das Jahr 1857, S. 21; Bericht für das Jahr 1858, S. 15; Bericht für das Jahr 1859, S. 16; Bericht für das Jahr 1860, S. 14; Bericht für das Jahr 1861, S. 21; Bericht für das Jahr 1862, S. 14; Bericht für das Jahr 1863, S. 19; Bericht für das Jahr 1864, S. 26; Bericht für das Jahr 1865, S. 23; Bericht für das Jahr 1866, S. 33; Bericht für das Jahr 1867, S. 27; Bericht für das Jahr 1868, S. 29-30; Bericht für das Jahr 1869, S. 30-31; Bericht für das Jahr 1870, S. 35-36; Bericht für das Jahr 1871, S. 34; Bericht für das Jahr 1872, S. 35; Bericht für das Jahr 1873, S. 32-33; Bericht für das Jahr 1874, S. 34; Bericht für das Jahr 1875, S. 35-36; Bericht für das Jahr 1876 und das Quartal Januar/März 1877, S. 37; Bericht für das Jahr vom 1. April 1877 bis dahin 1878, S. 43; Bericht für das Jahr vom 1. April 1878 bis dahin 1879, S. 40; Bericht für das Jahr vom 1. April 1879 bis dahin 1880, S. 40; Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 38-39; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 41; Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883, S. 53-54; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884, S. 57-58; Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885, S. 58-59; Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 71.

さきにも触れたように、ここでは貧民だけでなく一般市民の診療も行われたが、そうした一般の入院者数もほぼ毎年800~900人を数え、それが全入院者数の半数をこえることも少なくなかった。92年に病院が救貧部の管轄から離れることとなった背景には、このように、病院が救貧施設としての性格を希薄にしていった、という事情が働いていたのである。

その後もこの病院の充実が図られ、ベット数は91年の470から1904年には520へ、13年には750へと増加した。そして、貧困者は、その診療費が在宅救済費として支払われることによって、これまでと同じく市立病院で診療を受けることができたし、聖ヨゼフ病院 St. Joseph-Hospitalなどに受け入れられる場合もあった。また、精神病患者、白痴者、癲癇患者、聾啞者、盲人、身体障害者は外部の施設に収容された。これらに加えて、在宅の貧困者に対しては救貧

表18表 エルバーフェルトにおける貧困者の医療 (単位:人)

年	貧困入院者数	入院患者総数	在宅貧困患者数
1891	1182		3707
92	1108		3830
93	1275		3814
94	1133		4170
95	1074		3840
96	1167		3637
97	1268		3640
98	1229		3722
99	1299		3967
1900	1458		3954
01	1526	3578	4562
02	1845	4300	4546
03	1749	4303	4485
04	1719	4239	4325
05	1620	4188	4140
06	1595	4507	3710
07	1539	4245	3922
08	1834	4659	4285
09	2090	4974	4104
10	2019	5323	4126
11	1930	5530	
12	1951	5748	
13	2241	6260	

註: 1) 「入院患者総数」は、治療費を払う一般の患者数を加えた人数を示す。

2) 貧困者では、私立病院以外の他の病院に入院した者も少数存在した。

資料: *Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902*, Teil 1, S. 128; *Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910*, S. 217-218, 224; *Jahrbuch der Stadt Elberfeld*, 11. Jg. 1913, S. 185.

38) 1864年の年次報告では、この間の事情を次のように記録している。「昨年12月に新しい建物に移って以来、そこで治療を受ける病人の数はまもなく年間の平均で150人を想定しなければならぬほどに増加し、それに対応して、看護人や従業員の数も増やさねばならなかった。もちろん、病人のなかには治療に対して支払をする人もあるし、そのために、そうした人を受け入れることは病院の負担とはならない。しかし、入院者の大部分は貧困の病人であり、それによる費用は弁済され得ない。そして、その数は、以前よりもはるかに多くなった」と。これに続いては、市救貧部の報告が引用されている。「新病院が旧病院と比較して優れている当然の結果として、きわめて多くの場合、旧病院に割り当てられることが忌避され、新病院の利用が好まれるようになってきている。我々は、1月5日と10月26日付けの回状をおして、救貧医と地区長に、病人の生命、家族の健康、公衆の安全を考えて入院が必要だと考えられる病人だけが病院に割り当てられようという、これまでの指示を確認した。」*Bericht für das Jahr 1864*, S. 26.

39) *Bericht für das Jahr 1867*, S. 27.

40) *Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902*, Teil 1, S. 127; *Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910*, S. 217; *Jahrbuch der Stadt Elberfeld*, 11. Jg. 1913, S. 185.

医が診療にあたったことも既に述べたとおりである⁴⁰⁾。1891年以降の貧困者についての医療実績を示す第18表によれば、市立病院に入院した貧困者数は1891年の約1200人から1910年前後には2000人をこえるまでに増大した。そして、それは、やや低下しつつあったとはいえ、入院患者総数の40%近くを占めていた。他方、救貧医によって診療を受ける貧困者数は1890年代以降は年々4000人程度に達しており、これまた、貧困者の健康状態の改善に少なからず寄与したものと思われる。

第19表 浮浪者収容施設の利用状況

(単位：人)

年度	期首	入院	退院	期末
1876	35	99	98	36
77	36	96	83	49
78	49	62	72	39
79	39	60	54	45
80	45	72	65	52
81	52	78	101	29
82	29	53	59	22
83	22	111	108	25
84	25	112	96	41
1890				41
91	41	93	111	23
92	23	49	55	17
93	17	92	89	20
94	20	74	60	34
95	34	112	98	48
96	48	121	126	43
97	43	66	87	22
98	22	199	140	81
99	81	111	144	48
1900	48	158	184	22
01	22	146	149	19
02	19	101	110	10
03	10	89	91	8
04	8	57	57	8
05	8	49	50	7
06	7	36	35	8
07	8	90	91	7
08	7	132	118	21
09	21	203	169	55
10	55	218	200	73
11	73			67
12				55
13				58

資料：Bericht für das Jahr vom April 1877 bis dahin 1878, S. 35; Bericht für das Jahr vom April 1878 bis dahin 1879, S. 34; Bericht für das Jahr vom April 1879 bis dahin 1880, S. 34; Bericht für das Jahr vom April 1880 bis dahin 1881, S. 32; Bericht für das Jahr vom April 1881 bis dahin 1882, S. 35; Bericht für das Jahr vom April 1882 bis dahin 1883, S. 46; Bericht für das Jahr vom April 1883 bis dahin 1884, S. 50; Bericht für das Jahr vom April 1884 bis dahin 1885, S. 51; Bericht für das Jahr vom April 1885 bis dahin 1886 S. 63; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 153; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910, S. 216.

浮浪者収容施設 この施設の利用状況は第19表のとおりである。住居のない人々による利用がかなり頻繁に行われていたこと、期首や期末の在院者数に比して年々の入退院者数がかかるに多く、利用は主として短期的なものであったことがわかる。

(3) その他

a. エルバーフェルト婦人協会⁴¹⁾

エルバーフェルト婦人協会の活動の1つは、貧困者の保護であった。それは、衣料や食料といった生活必需物資、例外的には現金の施与による貧困者の救済、支給されるべき物資調製のための貧困婦人の雇用、無産旅行者への食事と宿泊場所の提供、といった内容から成り、1902年からは貧困妊婦の健康を維持するために物品を供給したり貸与したりする、「巡回籠」„Wanderkorb“ が加わった。

協会の活動のいま1つの領域は、託児所と保育所の運営、貧困患者と妊婦のための食事の提供であった。託児所では、働く母親のために、平日の午前6時30分（冬期には7時）から母親の仕事が終わるまで、生後6週間から3歳（後には4歳）までの幼児が受け入れられた⁴²⁾。また、1902年に開設された保育所は、就学義務のある児童を午後4時から7時まで受け入れた⁴³⁾。貧困患者と妊婦のための食事の提供は、「一般料理協会」der „allgemeine Kochverein“ が行っていた救護活動を1881年に婦人協会が引き継いだものであり、当初は聖ヨゼフ病院の、後に

41) 以下のエルバーフェルト婦人協会の活動について全般的には、Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 167-172; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910, S. 240-245; Die Elberfelder Wohlfahrtspflege, 3. Bd., S. 604-620による。

(単位：件，人，食：マルク)

年	現物・現金の支給		貯蔵品の調製		食事提供所		「巡回籠」		託児所・調理所				病弱児童の養護	
	件数	支出額	雇用件数	支出額	利用者数	支出額	件数	支出額	託児所	学童保育所	食事提供	支出額	ゾール浴	支出額
1891	380	2769	-	6040	1403	992	-	-	27	-	6267	7655	100	5517
92	319	2465	-	5477	966	693	-	-	30	-	5750	7426	105	5133
93	250	1670	-	3408	828	583	-	-	24	-	5529	7573	110	4533
94	329	2269	466	7037	974	691	-	-	27	-	6055	6711	110	4600
95	236	1476	395	5280	478	343	-	-	26	-	5247	6275	110	4498
96	227	1449	329	5159	545	390	-	-	28	-	3637	5954	143	5279
97	200	1277	339	5823	434	319	-	-	21	-	3659	5436	148	5458
98	170	1211	350	5471	257	190	-	-	26	-	3368	5497	142	5211
99	201	1215	302	4657	275	192	-	-	20	-	2991	5564	166	5677
1900	300	1993	300	6222	654	470	-	-	20	-	4724	5399	172	6315
01	356	2273	486	8381	636	451	-	-	21	-	5535	6169	188	7183
02	381	2323	604	9308	213	149	60	254	31	-	5112	6740	193	6956
03	325	1927	529	8383	231	162	92	250	40	15	5352	8443	231	8351
04	239	1241	448	7367	181	126	119	200	28	23	5265	9539	283	10647
05	269	1269	499	6999	152	106	146	401	30	26	6054	10162	301	11314
06	220	1060	472	6145	35	25	122	50	32	38	6081	12346	301	11263
07	222	1029	567	6230	81	56	167	250	46	47	5803	14424	297	11300
08	273	1260	637	7072	5	2	201	400	52	37	7757	15861	335	12261
09	211	1102	664	8623	14	8	152	400	55	35	5210	16427	372	13679
10	259	1294	668	8331	8	8	154	400	51	30	4253	15571	342	13838

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 168-170; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1900 bis 1910, S. 242-245.

は託児所内の台所で調理された食事が、医師、とくに救貧医の要請に従って配布された。そのほかに、婦人協会は、協会や外部の施設で病弱児童にゾール浴治療を受けさせるなど、長期休暇中の貧困病弱児童を養護し、さらに、里子の保護監督も行った。後者の主な内容は、規則によって警察に登録されている6歳以下の里子を対象に、協会医師の診察を受けさせ、協会会員である婦人の定期的訪問によって里親を助け、その結果を書面で報告する、といったことであった。

婦人協会の実績をまとめて表示した第20表をみれば、多岐にわたる活動をおして、婦人

42) 1896年に市が建物を取得して婦人協会に譲り渡した託児所が手狭になったために、1905年には、協会設立25周年記念の寄付金5万マルクを基礎に新しい建物が取得された。市は、この建物の維持費と熱水費を負担したほか、年々5000マルクを拠出した。託児所に受け入れられるためには、1週間あたり1人60フアエニツヒの保育費(後には1日あたり1人で30フアエニツヒ、1家族で2人の場合には1人あたり25フアエニツヒ、3人の場合には1人あたり22フアエニツヒ、4人以上の場合には1人あたり20フアエニツヒ)を支払われねばならなかった。Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 169; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1900 bis 1910, S. 242-243.

43) この保育所は、古い学校の建物を市から無料で譲り受け、光熱費も免除されて、ヘルク福祉協会と共に開設され、福祉協会が男児を、婦人協会が女児を受け入れることになっていたが、1908年には両保育所は統合されて、婦人協会の管理下におかれ、費用は両協会によって負担されることとなった。ここでの保育費は、1週間あたり1人で20フアエニツヒであり、兄弟姉妹がある場合には1人につき15フアエニツヒ増とされた。

1909年には、婦人協会会長であった夫人の遺志を受けてエルンスト Karl Ernst が寄付した1万マルクによって、いま1つの保育所も設立された。ここでは、学童の他に4歳から6歳までの児童は午前8時から受け入れられ、保育費は1日あたり1人で20フアエニツヒ、2人で30フアエニツヒ、3人で45フアエニツヒ、4人55フアエニツヒ、5人以上の場合には65フアエニツヒであった。Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 171-172; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1900 bis 1910, S. 243-244.

第20表 エルバーフェルト婦人協会の活動

協会は、救貧部を補完するという、その設立目的をよく果たしていたであろうこと、そうしたなかで、貧困者の救済や無産旅行者への食事提供が減少していったのに対して、幼児や児童の保育・養護に関わる活動が拡大していったことがわかる。このように、協会の活動の重心は移っていったのである。

b. 後見制度⁴⁴⁾

1875年に制定されたプロイセン後見条令では、遺児と非嫡出子との未成年者を保護するための後見人としては、以前の親権所有者、施設の責任者、養父などが任命され、そうした有資格者がいない場合には、遺児評議会の意見を聴取して後見裁判所が後見人を選任することとなっていた。エルバーフェルトにおける被後見人数と遺児評議会による後見人提案数を示す第21表によれば、被後見人数が増大していくなかで、遺児評議会の提案による後見人の選任も増し、今世紀に入ると、それはおおよそ全体の3分の1を占めるようになっていた。遺児評議会が後見人の監督をも担っていたことと併せて、それが後見制度に果たした役割は小さくなかったといえよう。

1900年に発効した民法典によって職務上の後見制度が認められ、それを受けてエルバーフェルトでは08年から非嫡出子に対して救貧部吏員が後見人に推挙されるようになったことは、既にみたとおりである。この場合の、後見の下におかれている児童の養育については、主としてエルバーフェルト婦人協会会員が監督し、そ

第21表 エルバーフェルトの後見制度

(単位：人)

年度	被後見人数	評議会指名 ¹⁾
1878	1230	225
79	1540	302
80	1834	620
81	2087	557
82	2303	593
83	2461	560
84	2784	624
85	2947	762
1901	3052	983
02	3021	990
03	3326	1116
04	3237	1140
05	3241	1184
06	3403	1178
07	3525	968
08	3772	962
09	3762	1299
10	3933	1268
11	4261	1192

註：「評議会指名」とは、遺児評議会の提案による後見人の選任を意味する。

資料：Bericht für das Jahr vom 1. April 1878 bis dahin 1879, S. 45; Bericht für das Jahr vom 1. April 1879 bis dahin 1880, S. 45; Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 44; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 52; Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883, S. 59; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884, S. 63; Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885, S. 64; Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 77; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910, S. 218; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 9. Jg. 1911, S. 161.

の状況報告を後見人としての救貧部吏員が受け取るようになっていた。その後、12年にはエルバーフェルト遺児条例 Waisenordnung für die Stadt Elberfeld が制定され、それによって、遺児評議会本部は、救貧部部長が兼ねる本部長、市議会で選出される男子6人（うち3人は市議会議員、2人は救貧部員、1人は地区遺児評議員）、女子2人の評議員（うち1人は地区遺児評議員、他の1人はエルバーフェルト婦人協会の

44) 後見制度については、Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 7. Jg. 1909, S. 154-155, 162; Die Elberfelder Wohlfahrtspflege, 3. Bd. S. 206-209; G. Werner, a. o., S. 58-59による。

第22表 エルバーフェルト救貧活動の名誉職(1902年)

部署	役職	人数	備考
救貧部	救貧部部長	1人	4人は市議会議員
	救貧部員	8人	
在宅救済	地区長	37人	(37×14人)
	貧民扶助員	518人	
	婦人貧民扶助員	2人	
救貧施設	救貧院 管理委員	4人	1人は市議会議員 2人は市議会で選出 1人は救貧部員
	遺・孤児院 管理委員	4人	2人は市議会議員 1人は市議会で選出 1人は救貧部員
	浮浪者収容施設 管理委員	2人	
合計		576人	

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 111-112.

推薦による) から構成されることになった。また、市が地区に、地区がさらに区域に分けられ、それぞれに遺児地区長、遺児扶助員がおかれるという従来の仕組は維持され、その大部分は在宅救済に係わる地区長と貧民扶助員によって兼職されたけれども、遺児扶助員の担当区域は、通りを基準とするのではなく、被後見人の事情、とくにその宗派を顧慮してその都度決められることとなった。部分的ながらも、後見制度は救貧制度から分離され、それとは異なった側面をもち始めていたのである。

III 制度の運営と財政

(1) 制度の担い手—「小さな」救貧部と名誉職制

既にみたように、エルバーフェルトの救貧機関は、市救貧部を中心に、在宅救済については地区長と貧民扶助員であり、施設救済の場合には各施設におかれたそれぞれの管理委員会であった。1902年時点でのその構成を示すと第22表のとおりである。これらの役職はすべて無給

の名誉職であり、それに対して、救貧部に属する有給吏員は17人を数えるだけであった⁴⁵⁾。地区長や貧民扶助員、施設の管理委員会委員の数に比して、「小さな」救貧部であったといつてよいであろう。

そこで、この制度を担った名誉職の役員についてみることにしよう。

救貧部では、制度設立にあたっての中心人物で枢密顧問官のダニエル・フォン・デア・ハイト Daniel von der Heydt がずっと救貧部部長の地位にあったが、彼は71年には病気のために活動できなくなり、74年には死亡した。同じくこの制度の成立に大きく寄与した商業顧問官グ

45) Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 111.ただし、その後吏員数が増加し始めたことにも注目しておこう。それに関して100年史には、次のような記述がある。「救貧部の収入、とくに扶養義務者の分担金によるそれを増大させようとする試みがなされた。こうした分担金をより厳格に把握するために、1906年と1907年には救貧部の事務員が2人ずつ増員され、1907年にはその他に1人の市職員 Stadtassessor が常勤の法律助手として雇用された。新設されたこのポストによってはじめて、従来は地区の義務であった病院と孤児院への入院指示の仕事は事務部に移し、治療・扶助費の徴収や扶養義務者の動員の方法を改善することが可能となり、それによって1908年には分担金が2000マルクだけ上昇するという成果があげられた。」G. Werner, a. a. O., S. 56. 市長の委託によってエルバーフェルト市の救貧財政を分析したブッシュもまた、事情が複雑になるに従って、名誉職の貧民扶助員だけでは判断できないことが生じるとして、「名誉職の扶助員と市吏員の協力は、困窮者の本当の苦しみに対する懸念を払拭しながら、きつと、顕著な財政的成果をもたらすであろう」と述べている。Busch, *Untersuchung über die Zusammensetzung und die Entwicklung der Unkosten der Armenverwaltung der Stadt Elberfeld in den Jahren 1891-1905. Im Auftrag des Herrn Oberbürgermeisters bearbeitet vom städtischen Statistischen Amt im Juni 1906*(= *Bieträge zur Statistik der Stadt Elberfeld*, Heft 1), Elberfeld o. J., S. 16. その後、吏員数は10年には24人、11年には25人になった。Jahresbericht über die Armen-, Waisen- und Wohlfahrtspflege der Stadt Elberfeld für das Rechnungsjahr 1911, S. 13; W. Köllmann, Das „Elberfelder System“, in: *Soziale Welt*, 3. Jg., 1954, S. 70.

スタッフ・シュリーパー Gustav Schlieper は、フォン・デア・ハイトの代理を71年末まで務め、その後も救貧院管理委員会委員長、遺・孤児院管理委員会委員の職にあったが、彼も74年にはこれらの職を退いた。この制度設立のいま1人の立役者であったダーヴィト・ペータース David Peters も74年にはこの世を去ったから、この年はエルバーフェルト制度にとって1つの節目であったといえることができる。フォン・デア・ハイトの後を襲ったのは、1856—60年に貧民扶助員、1860—74年に地区長を務め、72年からは救貧部部長代理の職にあった助役のアンドレアス・プレル Andreas Prell であり、部長代理には商業顧問官のヴァルター・ジモンズ Walter Simons が就任した⁴⁶⁾。

役職を占めた人物とその交替を示す、以上の事例に加えて、名誉職担当者名を通覧してみると、そこにはいくつかの特徴が見い出される。その1つは、名誉職担当者に上層市民の名前が多くみられたことである。フォン・デア・ハイトの他にも、アーダース Aders, パイル Peil, リューベル Rübél, デ・ヴェールト de Weerth, ヴィヘルハウス Wichelhaus, ヴュルフィング Wülfiging といった、この地方に古くから住み着いていた一門の姓 „autochthone“ Geschlechter⁴⁷⁾をもつ多くの人物が救貧名誉職を担ったし、紙加工企業家で帝国議会の議員や副議長をも務めた商業顧問官シュミット Reinhart Schmidt [1870—75年に貧民扶助員、80—81年に地区長] や、裏地用織物を製造する企業家で、保養院の設立に寄与した商業顧問官ネヴィアント [1854—55年に貧民扶助員、54—60年に地区

長、78—79年に救貧部員]のように、「——顧問官」-rat という称号をもった人物も少なくなかった⁴⁸⁾。

第2の特徴は、救貧院と遺・孤児院の管理委員会委員の1人は救貧部員が兼ねるという規定の他にも、同一人物がいくつかの役職を兼任している事例がかなりみられることである。例えば、うえにもあげたシュリーパーがそうであったし、ダニエル・フォン・デア・ハイトも救貧部員を務めながら同時に孤児院管理委員会にも属していた。類似の事例としては、救貧部部長で遺・孤児院管理委員会委員長を兼ねたアーダース Ewald Aders, 救貧部員と地区長を兼ねたドエーリング Wilhelm Döring, 地区長と救貧院管理委員会委員を兼ねたグスターフ・フォン・デア・ハイト Gustav von der Heydt, ヴォルフ Hermann Wolff など、多くをあげることができる。

第3に、1人の人物が役職を変わりながらより責任の重い職に就いていくといったことも少なくなかった。貧民扶助員から地区長へというコースが最も多いが、そこから救貧部員、あるいは施設管理委員会委員に就任したケースもみられた。うえにあげたプレル、1874—83年に貧民扶助員、83年から地区長を、91年からは救貧部員をつとめ、1903年には部長代理に就任したグスターフ・フォン・デア・ハイトなどは、その典型的な事例といえよう⁴⁹⁾。

48) G. Schmidt, Reinhart Schmidt, in: *Wuppertaler Biographien*, 4. Folge, Wuppertal 1962, S. 89-93, 110.

49) 以上は、*Die Neuordnung*, S. 79-144 に収録されている、救貧名誉職を担った人々の名簿を制度実施の50年間について整理したものである。

なお、複数の名誉職の兼任や段階的な就任は、救貧活動だけでなく、より広く地方行政全般にまで視野を拡げて検討すべき問題であろう。今後の課題として、書き留めておきたい。

46) *Die Neuordnung*, S. 42-43.

47) G. Grote, Adolf Schlieper, in: *Wuppertaler Biographien*, 12. Folge, Wuppertal 1974, S. 49.

第23表 エルバーフェルト救貧名誉職の在職期間
(単位：人，%)

在職期間	1891/92年	1902/03年	1911/12年
0-2年	58(12.0)	61(10.8)	120(19.6)
3-5年	129(26.8)	99(17.6)	107(17.5)
6-10年	140(29.0)	131(23.2)	144(23.6)
11-15年	85(17.6)	98(17.4)	49(8.0)
16-20年	30(6.2)	94(16.7)	92(15.1)
21-25年	21(4.4)	51(9.0)	52(8.5)
26年以上	19(3.9)	30(5.3)	47(7.7)
合計	482(100.0)	564(100.0)	611(100.0)

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 113; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 9. Jg. 1911, S. 147.

これは、1人の人物の名誉職としての活動がかなり長期にわたってなされるというケースが多かったことを窺わせる。救貧活動に関わる名誉職の在職期間の構成を示した第23表をみると、6年以上（2ないし3期以上）にわたって名誉職を務めている者が全体の6割以上を占め、16年以上の長期にわたって在職した者の割合は1890年代初頭には14.5%であったが、1902/03年、11/12年には31.0%、31.3%へと、2倍以上に増大したことがわかる。「新規則」では地区長と貧民扶助員の任期は3年と規定され、再選された場合には辞退することが可能であったことをあわせて考えると⁵⁰⁾、エルバーフェルト市民の多くは積極的に救貧活動に参画したということができよう。

名誉職在職者の職業構成を示す第24表によれば、工場主・商人の占める割合が圧倒的に高かった。それは、1891/92年と1911年には半数

第24表 エルバーフェルト救貧名誉職の職業構成
(単位：人，%)

職業	1891/92年	1902/03年	1911年
工場主・商人	230(47.4)	215(38.1)	290(47.5)
技師・手工業者	138(28.6)	167(29.6)	136(22.3)
官吏・教師・医師	91(18.9)	146(25.9)	143(23.4)
土地所有者・農民	11(2.3)	10(2.3)	9(1.5)
年金生活者	12(2.5)	26(4.6)	26(4.3)
女性	—	—	7(1.1)
合計	482(100.0)	564(100.0)	611(100.0)

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 114; Jahresbericht über die Armen-, Waisen- und Wohlfahrtspflege der Stadt Elberfeld für das Rechnungsjahr 1911, S. 9.

近く、やや低くなった1902/03年でも38%に達していたのである。それに続いて多いのは、技師 Techniker, Ingenieure や手工業親方、建築業者 Architekten, Bauunternehmer, その他の営業者であり、それは20世紀初頭まで約30%を占めていたが、その後、絶対的にも相対的にも減少した。それに代わって新たに比重を高めたのが官吏・教師・医師・種々の法律家で、これらは1900年代に入ると1/4前後を占めるにいたっていた。以上のことはエルバーフェルトの職業構造とその変化を反映したものと見てよいであろう。と同時にここには、そうした変化にもかかわらず、あるいはそうした変化をこえて、市民の救貧活動への参加が広い階層によって継承されていったことも示されている、

50) 1852年「新規則」第5条、「指示」第2条。これらの規定を基礎づけた50年のゲマインデ条令第137条は71年の扶助籍の施行に関する法律第4、5条に引き継がれたから、76年の改訂に際して加えられた「新規則」第5条は、内容的には新制度発足時の規定を受け継ぎながら、71年の法律に準拠したものとなっていた。Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten, 1850, S. 246; 1871, S. 131.

51) エルバーフェルト制度50年史には、「きわめて注目すべきことに、この都市の市民は貧民扶助の仕事を引き受ける気持ちをもますます強くもっているので、経験豊かで信頼できる貧民扶助員を地区長の職に、また、すべての階層から適任の市民を貧民扶助員の職に得ることは困難ではなかった」と記述されているし、75年史は、「福祉事業において名誉職で協力するという気持ちはエルバーフェルトでは伝統になった」、「業務規則において重要な市民の名誉職の1つと明記されている役職に、すべての職業階層の人々が進んで献身的に就くという伝統が、今日にいたるまで維持されてきた」と記している。Die Neuordnung, S. 46; Die Elberfelder Wohlfahrtspflege, 3. Bd., S. 9, 18.

第25表 エルパーフェルト市予算(1855年)

(単位:ターラー)

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
地 代	405(0.3)	行 政 費	10288(6.4)
定期賃借料・使用料	7404(4.6)	警 察 費	22173(13.8)
不定期賃借料・使用料	3136(2.0)	賃借料など	365(0.2)
利子収入	742(0.5)	公債利子・元金償還	22020(13.7)
地方税	136560(85.1)	建 設 費	6843(4.3)
救貧活動のための収入	9016(5.6)	救 貧 費	74861(46.7)
『日報』収益	3275(2.0)	管 理 費	2050(1.3)
基金利子	852(0.5)	在宅救済	36003(22.4)
救貧院	1260(0.8)	救 貧 院	12048(7.5)
遺児院	2428(1.5)	遺 児 院	11341(7.1)
病院	830(0.5)	病 院	7695(4.8)
その他	3174(2.0)	年 金	2661(1.7)
		学 校	11864(7.4)
		そ の 他	9362(5.8)
合 計	160437(100.0)	合 計	160437(100.0)

資料: *Haushalts-Etat der Gemeinde Elberfeld für das Jahr 1855*, Elberfeld 1855, S. 3-24.

と考えることができよう⁵¹⁾。

(2) 救貧財政

これまでにみたような救貧活動にはどれだけの費用を要し、それはどのように調達されたのであろうか。これをみていくこととしよう。

第25表は1855年のエルパーフェルト市予算を示したものである。予算総額約16万ターラーのうち、6%弱にあたる9000ターラーが救貧財

源として計上されていたことがわかる⁵²⁾。これは、『日報』の収益、基金利子、各救貧施設の収入などから成っていた。他方で、救貧支出としては7万5000ターラー近くが見込まれ、それは歳出総額の47%を占めていた。そして、これは、計上された収入額を遙かに上回ったから、不足分は租税から補填されねばならなかったが、それは地方税収入の半分近くにも達することとなった。救貧費がエルパーフェルト市財政にとって大きな負担であったことは明らかであろう。

1860-1884年の救貧支出総額とその内訳を整理すると第26表が得られる。これによると、60年代前半まで7.1~7.5万ターラー(=21~22万マルク、以下では、1ターラー=3マルクで換算したマルクでの値のみを示す)の水準で横這い状態にあった支出総額は、64年からの数年間にかなり大幅に増大し、それ以降もほぼ連続して増えていった。前年に比しての減少がみられたのは68、69年と75年だけだったのである。その結果、それは71年には30万マルク、77年には40万マルク、そして83年には50万マルクの水準をこえた。こうした支出増大のために、人口1人当たりの支出額もやや増大した。

支出の内訳をみると、まず、在宅救済支出は、1860年代半ばまで9万マルク足らずの水準で推移し、60年代後半に10万マルクをこえた後、70年代初頭には一旦減少したが、74年からは急テンポで増大して、その後の10年間でほぼ2倍になった。救貧支出総額に占めるその割合は、60年代初頭までは40%前後であったが、60年代中頃から低下して70年代初頭には30%強の水準にあり、75年からは上昇して、80年代に入ると45%前後の水準で横這い状態になった。

在宅救済支出が相対的に低下した1860年代

52) 救貧財源に関しては、救貧部の義務を列挙した1852年「新規則」第16条のなかに、「市民の救貧資産の収入を規定に従って用いること」という規定があり、この規定はその後継承された。この「市民の救貧財産」das bürgerliche Armenvermögenが具体的に何を意味するのかについては明確な規定はないが、1841年の「エルパーフェルト市救貧規則」第58条では、「貧民の要求を満たし、貧民の扶助という当面の目標を達成するために、その内容にあわせて既存基金の利子、種々の救貧団体の収入、『日報』の年収益、祝祭の際の寄付、公的行事の公課、料料、有料で受け入れられた貧民の扶助費、疾病・死亡金庫の収入、公益質屋の年収益、被保護者の作業報酬、市民の自発的基金が用いられる」と規定されていた。*Armenordnung der Stadt Elberfeld*, Elberfeld 1841, S. 15. 第25表に示された項目から推して、これらの財源が引き続きエルパーフェルト市の救貧活動にあてられたものと考えられる。

第26表 エルバーフェルトの救貧支出(1)

(単位：千マルク；%)

年(度)	支出総額	管理費	在宅救済	救貧院	遺・孤児院	病院	その他
1856	204.3						
57	186.1						
58	226.4						
59	214.4(100.0)	6.7(3.1)	95.0(44.3)	31.1(14.5)	53.3(24.9)	26.9(12.5)	1.3(0.6)
60	214.0(100.0)	6.6(3.1)	84.4(39.4)	31.5(14.7)	63.0(29.4)	26.9(12.6)	2.7(0.8)
61	221.2(100.0)	5.4(2.4)	86.2(38.5)	32.1(14.5)	68.9(31.1)	27.2(12.3)	2.4(0.6)
62	224.1(100.0)	6.3(2.8)	86.2(38.5)	34.8(15.5)	68.4(30.5)	26.8(12.0)	1.5(0.7)
63	218.3(100.0)	6.4(2.9)	85.7(39.3)	31.1(14.2)	61.5(28.2)	31.6(14.5)	2.0(0.9)
64	254.8(100.0)	6.6(2.6)	88.1(34.6)	29.9(11.7)	54.0(21.2)	74.6(29.3)	1.7(0.7)
65	270.4(100.0)	6.7(2.5)	92.5(34.2)	28.7(10.6)	56.2(20.8)	84.4(31.2)	1.0(0.7)
66	274.3(100.0)	7.3(2.7)	100.2(36.5)	28.6(10.4)	58.5(21.3)	77.7(28.3)	2.0(0.7)
67	295.6(100.0)	7.7(2.6)	110.7(37.4)	34.0(11.5)	62.6(21.2)	78.5(26.6)	2.1(0.7)
68	288.3(100.0)	8.9(3.1)	103.4(35.9)	35.1(12.2)	62.8(21.8)	75.6(26.2)	2.4(0.8)
69	266.5(100.0)	9.1(3.4)	87.4(32.8)	33.6(12.6)	62.3(23.4)	71.2(26.7)	2.9(1.1)
70	292.5(100.0)	9.7(3.3)	98.7(33.7)	38.0(13.0)	66.8(22.8)	75.7(25.9)	3.6(1.2)
71	314.1(100.0)	10.0(3.2)	101.3(32.3)	39.4(12.5)	71.3(22.7)	87.6(27.9)	4.5(1.4)
72	325.9(100.0)	11.4(3.5)	103.3(31.7)	38.9(11.9)	75.5(23.2)	91.9(28.2)	4.9(1.5)
73	345.6(100.0)	12.3(3.6)	108.7(31.5)	41.1(11.9)	78.3(22.7)	100.1(29.0)	5.2(1.5)
74	387.6(100.0)	11.8(3.0)	122.9(31.7)	46.0(11.9)	91.1(23.5)	110.0(28.4)	5.8(1.5)
75	385.6(100.0)	11.9(3.1)	137.6(35.7)	41.9(10.9)	77.7(20.2)	110.3(28.6)	6.1(1.6)
76	393.6(100.0)	12.6(3.2)	136.1(34.6)	44.1(11.2)	83.3(21.2)	111.2(28.3)	6.2(1.6)
77	418.1(100.0)	11.7(2.8)	161.6(38.7)	46.6(11.1)	77.2(18.5)	114.4(27.4)	6.6(1.6)
78	454.2(100.0)	12.1(2.7)	194.6(42.8)	47.0(10.3)	79.2(17.4)	114.3(25.2)	6.9(1.5)
79	469.3(100.0)	12.6(2.7)	204.5(43.6)	54.0(11.5)	79.6(17.0)	111.5(23.8)	7.2(1.5)
80	519.8(100.0)	14.1(2.7)	228.9(44.0)	47.7(9.2)	91.6(17.6)	125.3(24.1)	12.1(2.3)
81	496.0(100.0)	14.6(2.9)	222.9(44.9)	47.7(9.6)	82.5(16.6)	115.3(23.2)	13.0(2.6)
82	496.8(100.0)	15.6(3.1)	225.8(45.5)	46.8(9.4)	83.2(16.7)	113.7(22.9)	11.7(2.4)
83	507.5(100.0)	16.6(3.3)	236.6(46.6)	47.5(9.4)	83.4(16.4)	111.5(22.0)	12.0(2.4)
84	527.3(100.0)	16.6(3.1)	234.3(44.4)	55.1(10.4)	94.7(18.0)	113.1(21.4)	13.5(2.6)

註1) 1874年までは1ターラー=3マルクで換算した値。

2) 1877年以降は年度の数字。

資料：Bericht für das Jahr 1860, S. 13; Bericht für das Jahr 1861, S. 18; Bericht für das Jahr 1862, S. 12; Bericht für das Jahr 1866, S. 28-29; Bericht für das Jahr 1867, S. 24; Bericht für das Jahr 1868, S. 24; Bericht für das Jahr 1869, S. 20; Bericht für das Jahr 1870, S. 24; Bericht für das Jahr 1871, S. 25; Bericht für das Jahr 1872, S. 26; Bericht für das Jahr 1873, S. 21-22; Bericht für das Jahr 1874, S. 22-23; Bericht für das Jahr 1875, S. 24; Bericht für das Jahr vom 1. April 1876 und das Quartal Januar/März 1877, S. 25; Bericht für das Jahr 1872, S. 26; Bericht für das Jahr 1873, S. 21-22; Bericht für das Jahr 1874, S. 22-23; Bericht für das Jahr 1875, S. 24; Bericht für das Jahr vom 1. April 1876 und das Quartal Januar/März 1877, S. 25; Bericht für das Jahr vom 1. April 1877 bis dahin 1878, S. 26; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1879, S. 24; Bericht für das Jahr vom 1. April 1879 bis dahin 1880, S. 26; Bericht für das Jahr vom 1. April 1880 bis dahin 1881, S. 24; Bericht für das Jahr vom 1. April 1881 bis dahin 1882, S. 25-26; Bericht für das Jahr vom 1. April 1882 bis dahin 1883, S. 24; Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884, S. 41; Bericht für das Jahr vom 1. April 1884 bis dahin 1885, S. 42; Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 54.

後半から70年代初頭にかけて、目立った増大を示したのは病院関係の支出であった。60年に約2.7万マルクであったそれは、病院の移転と新築によって、64年には7.5万マルクに跳ね上がった。さきに見た60年代中葉の支出総額の急増

も、これによるところが小さくなかったのである。病院関係支出はその後は横這い状態にあったが、70年代初頭の数年間に増大して10万マルクをこえ、73年以降は11万マルクの水準で推移した。これが支出総額に占める割合は、当

初の12%前後から70年代前半には30%近くにまで増大したが、その後は徐々に低下して、80年代には約20%強であった。

他方、1860年頃3万マルクであった救貧院支出は、60年代中葉までは絶対額でも減少した後増大に転じて、70年代初頭に4万マルクをこえ、70年代末には5万マルク近くに達した。この動きは、救貧院収容者数の推移との大まかな対応関係を示し、それをいくらか上回る増大テンポであった。他方でそれは、在宅救済支出額の増大に比して遙かに緩やかで、支出総額に占める救貧院支出の割合は、60年頃の約15%から80年代には10%にまで低下した。

遺・孤児院支出も救貧院のそれと似通った動きを示したが、振幅はより小であった。支出総額に占めるその割合も、60年頃には30%前後であったが、70年代後半からは20%の水準を割った。また、管理費は一貫して支出総額の約3%を占めていた。

つづいて、こうした支出がどのように賄われたのかをみよう。

既に第25表でみたように、エルバーフェルト市の救貧部はその活動のための財源を有しており、その1つが市民からの寄付を基礎として形成された基金の利子であった。新制度が発足した時点での基金額は僅かであったが、その後、多くの市民によって様々な寄付がなされた⁵³⁾。そうしたなかでも、とくに大きな意味をもったのは、1857年に3人の市民によって5000ターラーの寄付がなされたことである。これには他の市民も呼応して3000ターラーを寄付したし、

53) 旧制度から引き継いだ基金額は4900ターラーであったが、1854年にはそのうちの3000ターラーは遺児院建設のために用いられた。その後、56、57年に各々300ターラーの寄付がなされた。*Bericht für das Jahr 1857*, S. 7.

64年には市からも2万ターラーが贈られて、基金は「市福祉基金」*Stiftung für die städtische Wohltätigkeitspflege* という名称をもつようになり、その利子運用についても、基準が定められた⁵⁴⁾。

この「市福祉基金」をはじめとする救貧目的

54) 1857年の基金設立にあたって、3人からは趣意書が提出された。それは、当時のエルバーフェルトの状況やそれに対する市民の対応をよく伝えているように思われる。少し長くなるが、引用しておこう。「新しい時代の都市であるエルバーフェルトは、古い都市のような大きな遺贈をもたず、人口の急増によって高まってきた必要を自分自身の財産で賄うことができない状態にある。そのために、とくに困難の時期には、そうした必要を満たすことが住民にとって重い負担となっている。/喜ばしいことに、エルバーフェルト市民は、近年、我々の様々な福祉施設に多方面から送られてきた遺贈を受け入れてきた。これらの遺贈から、困窮者の死を忘れないという美德が一層広まることが期待されたとしても、それは根拠のあることである。/こうした遺贈が長期的に、そして大きくなればなるほど、それだけ市の負担は軽減されることになるが、それでも、利子によってその必要を賄えるような資本を我々の福祉施設がもつのは、まだ先のことである。/こうした時期に近づくために、我々の希望と提案は以下の点にある。それは、その利子によって、さしあたっては必要の相当部分を調達し、後には全額を賄えるような、市福祉事業を目的とする基金をつくることである。/模範的な組織と多くの同胞市民の高潔な市民精神とによって公的な福祉事業の領域で達成されてきた近年の喜ばしい結果に鑑み、エルバーフェルトの富裕な市民がここで提案される基金に注目し、進んで加わるであろうと前提することができる。/ほとんどすべての営業部門の高揚によって絶好といつて良い時期に、有能さと熱心さで我々の市の拡大と繁栄の基礎を気づいた同胞市民と先祖とに感謝して、我々は思いきって提案する。」*Ebenda*, S. 6.

1864年に定められた基準では、基金利子のうち、まず、市の寄付分2万ターラーに対する利子に相当する900ターラーは当面の救貧活動のために支出され、これを差し引いた分については、基金が10万ターラーに達するまでは全額が、10万~20万ターラーの場合は2分の1が、そして、それ以上になれば4分の1が基金に繰り入れられ、利子の残額が救貧活動に使われることになった。その後も多くの市民からの寄付がなされ、救貧部はその利子を特別の場合の救貧活動に使用することができた。この基金は、賛同した市民からの寄付によって、1900年には約8万マルクの基金を有し、さらに解散した共同建設株式会社 *die gemeinnützige Aktien-Baugesellschaft* の剰余金や資産もこれに繰り入れられた。*Bericht für das Jahr 1865*, S. 6-8; *Die Neuordnung*, S. 73-76.

第27表 エルバーフェルト救貧財源(1)

(単位：千マルク；マルク)

年(度)	支出総額	収入	うち、 基金利子	『日報』	返戻金	貯蓄金庫利子	租税	人口	租税 /人口
1856	204.3[100.0]	37.6[18.4]				—	166.7[81.6]	51,632	3.2
57	186.1[100.0]	42.0[27.6]				—	144.1[77.4]	52,590	2.7
56	226.4[100.0]	42.5[18.7]				—	183.9[81.2]	53,375	3.4
59	214.4[100.0]	41.7[19.4]	7.7(18.5)	11.0(26.4)	7.8(18.7)	—	171.2[79.9]	53,495	3.2
60	214.0[100.0]	47.4[22.1]	9.8(20.6)	12.6(26.5)	6.4(13.5)	—	163.9[76.6]	54,002	3.0
61	221.2[100.0]	51.2[23.1]	10.3(20.1)	12.9(25.2)	6.0(11.7)	—	168.1[76.0]	56,277	3.0
62	224.1[100.0]	55.5[24.8]	10.5(19.0)	14.7(26.6)	7.8(14.1)	—	168.5[75.2]	57,937	2.9
63	218.3[100.0]	56.9[26.1]	11.1(19.5)	15.2(26.7)	8.1(14.2)	—	161.4[73.9]	59,774	2.7
64	254.8[100.0]	73.6[29.9]	13.0(17.7)	15.8(21.5)	21.0(28.6)	—	179.7[70.5]	61,995	2.9
65	258.4[100.0]	86.6[33.5]	16.2(18.8)	16.3(18.9)	30.2(35.0)	—	163.9[63.4]	63,686	2.6
66	274.3[100.0]	80.8[29.5]	17.3(21.4)	17.1(21.2)	24.1(29.9)	—	187.7[68.4]	64,963	2.9
67	295.6[100.0]	98.7[33.4]	17.8(18.0)	24.1(24.4)	28.6(29.0)	—	188.3[63.7]	65,321	2.9
68	288.3[100.0]	108.9[39.8]	18.8(17.3)	24.2(22.2)	31.3(28.7)	9.0(8.3)	171.8[60.0]	67,000	2.6
69	266.5[100.0]	118.0[44.3]	21.5(18.2)	27.7(23.5)	32.3(27.3)	9.2(7.8)	143.6[53.9]	71,000	2.0
70	292.5[100.0]	111.7[38.2]	22.6(20.2)	20.8(18.6)	31.0(27.8)	9.7(8.7)	175.3[59.9]	72,000	2.4
71	314.1[100.0]	121.5[38.7]	24.0(19.7)	25.4(20.9)	36.9(30.3)	10.4(8.6)	186.6[59.4]	71,775	2.6
72	325.9[100.0]	130.2[40.0]	24.6(18.9)	29.6(22.7)	40.0(30.7)	11.1(8.5)	188.6[57.9]	74,000	2.5
73	345.6[100.0]	138.1[40.0]	26.0(18.8)	28.5(20.7)	43.0(31.2)	11.9(8.6)	201.6[58.3]	78,000	2.6
74	387.6[100.0]	157.3[40.6]	27.6(17.5)	40.4(25.6)	44.3(28.1)	13.2(8.4)	224.0[57.8]	80,000	2.8
75	385.6[100.0]	168.9[43.8]	27.9(16.5)	45.5(27.0)	48.7(28.9)	15.0(8.9)	206.8[53.6]	80,599	2.6
76	393.6[100.0]	189.6[48.2]	28.2(14.9)	62.4(32.9)	45.9(24.2)	17.2(9.1)	197.7[50.2]	83,600	2.4
77	418.1[100.0]	219.6[52.5]	29.9(13.6)	66.6(30.3)	58.9(26.8)	19.4(8.8)	197.9[47.3]	86,100	2.3
78	454.2[100.0]	287.8[63.4]	30.7(10.7)	72.0(25.0)	67.5(23.5)	50.4(17.5)	166.3[36.6]	90,000	1.8
79	469.3[100.0]	235.1[50.1]	32.0(13.5)	69.9(29.6)	66.2(28.0)	24.0(10.2)	231.8[49.4]	93,530	2.5
80	519.8[100.0]	240.9[46.3]	34.4(14.3)	70.1(29.1)	65.6(27.2)	26.3(10.9)	277.8[53.4]	93,600	3.0
81	496.0[100.0]	256.4[51.7]	36.4(14.2)	75.4(29.4)	61.2(23.9)	28.4(11.1)	239.5[48.3]	96,600	2.5
82	496.8[100.0]	272.3[54.8]	40.8(15.0)	74.8(27.5)	75.9(27.9)	30.5(11.2)	223.8[45.0]	99,100	2.3
83	507.5[100.0]	275.3[54.2]	42.0(15.3)	75.4(27.4)	70.8(25.7)	32.7(11.9)	231.6[45.6]	101,000	2.3
84	527.3[100.0]	274.0[52.0]	39.1(14.3)	81.5(29.7)	67.1(24.5)	36.0(13.1)	249.0[47.2]	103,200	2.4

註：1) 1874年までは1ターラー=3マルクで換算した値。

2) 1877年以降は年度の数字。

3) []内は支出総額を100とする「収入」と「租税」との比率。但し、少額の「繰越」が省略されている。

4) ()内は収入総額を100とする収入項目それぞれの割合を示す。

資料：Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886, S. 66.

の基金は、その数を増し、基金額も上昇したから、第27表に示されるように、そこから得られる利子も1860年から84年までの25年間に1万マルク近くから約4万マルクへと約4倍の増大を示した。それでも、これが救貧部収入に占める割合は20%に満たなかった。

救貧財源の第2は、『日報』からの収益であったが、この額は基金利子よりも多く、その伸び率も高かった。1884年にはそれは救貧部収入の30%を占めていたのである。また、68年からは貯蓄金庫積立金庫利子も救貧部収入として用いられるようになったが、これも基金利子に近い額

に達し、80年代には収入総額のおよそ10%を占めていた。こうした収入の増大は、市の経済活動が発展したことなどによるものと考えられよう。

以上の2つとならんで重要な救貧部収入となったのが「返戻金」Erstattete Unterstützungsgelder, Kur-, Pflege- und Beerdigungskosten, Beiträge für einzelne Pfleglinge, Sterbeladengelder u. s. w. であった。これは、1860年頃には6~7000マルクで救貧部収入の10%強を占めていたが、64年には前年の8000マルクから2.1万マルクへと一挙に2倍以上に跳ね上

がり、その後も、数回の小幅な減少をはさみながら着実に増大した。そして、60年代半ばからのほぼ10年間は「返戻金」が救貧部収入のなかの最大項目であり、『日報』からの収益に首位を譲った後も、それは収入総額の1/4を占めていた。「返戻金」とは、救貧部および諸施設が一旦支出した費用の、本来それを負担すべき者による弁済・支払を意味し、ここでは、救済を受けた本人や扶養義務を負う人物や機関が弁済したもののや、病院に一般患者が支払った診療費から成り立っていた。うえにみた64年の「返戻金」額の急増には、病院の新築・開業に伴う患者数の増大による診療費収入増が大きく寄与し、その後も病院の診療費収入が「返戻金」の相当部分を占めていたものと考えられる⁵⁵⁾。とすれば、救貧支出における病院関係の占める比重は、さきの第26表が示すよりもかなり小さなものであった、とみなすことができよう。

主として以上のような項目から成る救貧部の収入は、総額としてはかなり速いテンポで増大し、支出総額に対するその割合も、1850年代には20%にみたなかったが、80年代に入ると50%をこえるまでに上昇した。これに伴って、救貧費用は依然として租税によって補填されねばならなかったとはいえ、その比率は、50年代の80%近くから80年代には50%以下へと大きく後退した。そして、租税で賄われる人口1人当たりの救貧費は、50年代末から60年代初頭には3マルクをこえていたが、その後次第に低

55) *Bericht für das Jahr 1864*, S. 26. 病院新築の年にあたる1864年に病院関係支出は約5万7000ターラー(17.1万マルク)に達したが、これに対して病院の収入は約7000ターラー(1.1万マルク)で、そのうちの約6000ターラー(1.8万マルク)が診療費の支払い分であり、他方で、「返戻金」総額は約7000ターラー(2.1万マルク)であった。*Bericht für das Jahr 1865*, S. 21.

第28表 エルバーフェルト市予算(1884年)

(単位:千マルク;%)

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
地 代	0.6(0.0)	行 政 費	126.8(4.6)
定期賃借料・使用料	29.9(1.1)	警 察 費	332.3(12.1)
不定期賃借料・使用料	711.7(25.9)	道 路 照 明	95.4(3.5)
利 子 収 入	5.8(0.2)	道 路 整 備	46.7(1.7)
地 方 税	1569.9(57.1)	消 防	14.3(0.5)
救貧活動のため	245.7(8.9)	賃借料など	3.4(0.1)
救貧活動のため	259.3(9.4)	公債利子・元金	597.1(21.7)
の収入		償還	
基金利子	162.0(5.9)	建 設 費	153.1(5.6)
救 貧 院	15.1(0.5)	救 貧 費	505.1(18.4)
遺 児 院	20.8(0.8)	在 宅 救 済	240.1(8.7)
病 院	41.0(1.5)	救 貧 院	50.2(1.8)
孤 児 院	20.3(0.7)	遺 児 院	68.1(2.5)
そ の 他	173.8(6.3)	病 院	115.8(4.2)
		孤 児 院	24.0(0.9)
		そ の 他	7.1(0.3)
		学 校 費	704.9(25.6)
		年 金	7.9(0.3)
		そ の 他	320.5(11.7)
合 計	2751.0(100.0)	合 計	2751.0(100.0)

資料: *Bericht für das Jahr vom 1. April 1883 bis dahin 1884*, S. 97-99.

下して80年代初めには2.5マルク前後の水準にあった。

エルバーフェルトの1884年度予算を示す第28表によれば⁵⁶⁾、救貧部収入としては約26万マルクが計上され、これは予算総額の9%強にあたった。これに加えて、地方税収入のうちの25万マルク近くが救貧費に当てられることになっており、それは、救貧費予算総額の49%、地方税収入の17%にあたっていた。これに対し

56) 第28表はエルバーフェルト市の年次報告の1883年度版から得られた数字であるが、85年度版年次報告では決算の総額が報告されている。それによると、1884年度のエルバーフェルト市収入額としては301.3万マルクが予定されていたが、現実の収入は419.3万マルクであり、他方、支出額は277.9万マルクの予定に対して現実には394.8万マルクであった。*Bericht für das Jahr vom 1. April 1885 bis dahin 1886*, S. 114-127. これらの数字、および第28表の数字の間にみられる相違の根拠は明らかではない。第28表の数字のもつ意味は、第26, 27表などの数字と対比し、吟味することによって確定されねばならない。

第29表 エルバーフェルトの救貧支出(2)

(単位：千マルク；%)

年度	支出総額	管理費	在宅救済	うち、 現金・現物施与	疾病扶助	外部扶助	救貧院	遺・孤児院	その他
1891	524.7(100.0)	20.1(3.8)	317.4(60.5)	216.0(41.2)	26.5(5.1)	50.0(9.5)	54.2(10.3)	103.8(19.8)	29.1(5.5)
92	578.7(100.0)	21.7(3.7)	373.2(64.5)	224.6(38.8)	72.3(12.5)	52.3(9.0)	51.0(8.8)	107.0(18.5)	25.7(4.4)
93	582.7(100.0)	22.3(3.8)	378.5(65.0)	228.6(39.2)	73.9(12.7)	51.5(8.8)	49.5(8.5)	104.1(17.9)	28.3(4.9)
94	619.3(100.0)	22.8(3.7)	407.1(65.7)	246.2(39.8)	81.1(13.1)	54.8(8.8)	52.8(8.5)	106.0(17.1)	30.6(4.9)
95	610.1(100.0)	24.8(4.1)	390.2(64.0)	224.8(36.8)	81.9(13.4)	58.5(9.6)	55.5(9.1)	104.5(17.1)	35.0(5.7)
96	607.4(100.0)	26.0(4.3)	385.6(63.5)	217.6(35.8)	83.9(13.8)	62.3(10.3)	57.2(9.4)	105.0(17.3)	33.5(5.5)
97	616.3(100.0)	24.4(4.0)	395.7(64.2)	212.9(34.5)	90.6(14.7)	71.6(11.6)	57.3(9.3)	107.6(17.5)	31.3(5.1)
98	631.1(100.0)	25.8(4.1)	394.2(62.5)	212.1(33.6)	86.7(13.7)	74.4(11.8)	68.5(10.9)	109.2(17.3)	33.3(5.3)
99	650.0(100.0)	26.8(4.1)	395.5(60.8)	212.7(32.7)	85.7(13.2)	74.8(11.5)	81.0(12.5)	106.3(16.4)	40.3(6.2)
1900	719.4(100.0)	27.3(3.8)	439.1(61.0)	237.5(33.0)	100.2(13.9)	81.2(11.3)	87.9(12.2)	112.0(15.6)	53.1(7.4)
01	793.7(100.0)	29.6(3.7)	505.8(63.7)	276.2(34.8)	110.9(14.0)	85.0(10.7)	86.7(10.9)	115.9(14.6)	55.6(7.0)
02	792.9(100.0)	31.5(4.0)	492.1(62.1)	265.1(33.4)	105.1(13.3)	89.6(11.3)	96.4(12.2)	117.5(14.8)	55.5(7.0)
03	793.0(100.0)	37.6(4.7)	491.7(62.0)	261.8(33.0)	105.4(13.3)	92.4(11.7)	95.4(12.0)	116.9(14.7)	52.0(6.6)
04	834.2(100.0)	39.8(4.8)	529.9(63.5)	268.9(32.2)	131.7(15.8)	96.9(11.6)	96.2(11.5)	116.9(14.0)	51.4(6.2)
05	831.3(100.0)	40.7(4.9)	538.1(64.7)	263.5(31.7)	136.1(16.4)	100.2(12.1)	91.6(11.0)	117.1(14.1)	44.3(5.3)
06	819.5(100.0)	42.4(5.2)	513.9(62.7)	229.5(28.0)	140.5(17.1)	107.2(13.1)	95.5(11.7)	123.6(15.1)	44.4(5.4)
07	862.7(100.0)	42.7(4.9)	523.7(60.7)	217.5(25.2)	157.3(18.2)	112.6(13.1)	97.0(11.2)	129.4(15.0)	70.0(8.1)
08	949.1(100.0)	53.3(5.6)	586.0(61.7)	257.7(27.2)	163.8(17.2)	114.7(12.1)	96.5(10.2)	147.3(15.5)	66.0(7.0)
09			577.5	254.4	163.2	114.4	123.2	138.9	
10			600.9	250.7	166.6	138.1	125.7	139.6	
11	1058.4(100.0)	69.3(6.5)	632.7(60.0)	267.3(25.3)	213.9(20.2)	147.4(13.9)	127.4(12.0)	156.5(14.8)	72.5(6.8)
12	1140.3(100.0)	90.2(7.9)	672.1(58.9)				123.0(10.8)	148.2(13.0)	106.8(9.4)
13	1245.0(100.0)	87.0(7.0)	739.6(59.4)				133.1(10.7)	177.0(14.2)	108.2(8.7)

註：1) 「外部扶助」とは、エルバーフェルトの外部にある施設(例えば州のそれ)に収容されている貧困者に対する扶助費を意味する。

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, 132-133, Teil 4, S. 57; Jahrbuch des Statistischen Amtes der Stadt Elberfeld für 1903 und 1904, S. 79; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 5. Jg. 1907, S. 135; 7. Jg. 1909, S. 159; 9. Jg. 1911, S. 157; 11. Jg. 1913, S. 184.

て、救貧支出 51 万マルクは歳出総額の 17% にあたり、50 年代半ばと比較すると、その割合が大きく低下したことがわかる。エルバーフェルト市財政のなかでも、救貧支出の比重は小さくなっていったのである。

1885 年から 90 年までの期間については統計が欠けているので、91 年以降の救貧財政について、これまでと同様にみていくこととしよう。第 29 表は 91 年以降の救貧支出総額とその内訳を示したものである。支出総額は、91 年の 52 万マルクから 1911 年の 106 万マルクへと、およそ 20 年の間に約 2 倍の増大を示した。これは、うえにみた 80 年代前半までの伸び率とほぼ同じペースである。

支出の内訳についてみれば、1891-1913 年

に、在宅救済のための支出は、小刻みな増減を繰り返しながら、32 万マルク足らずから 74 万マルクへと 2.3 倍、救貧院のそれは、同期間に 5 万マルク余りから 13 万マルクへと 2.5 倍近く増大した。これは、支出総額の伸びとほぼ軌を一にするものだった、とみなすことができよう。それに占める両者の割合も、それぞれ 60% 台前半、10% 前後で安定的に推移していたのである。1890 年代以降、救貧院収容者数は横這いや減少傾向を示していたことを考えると、救貧院における救済は内容的に充実しつつあったのであろう。在宅救済の支出の場合も、この時期には救済人数や件数は循環的に増減していたから、それとの対応関係は希薄である。この点とも関連して目を惹くのは、在宅救済支出の

第30表 エルバーフェルト救貧財源(2)

(単位：千マルク，マルク；%)

年度	支出総額	救貧部 収入総額	うち、 基金利子	返戻金	料料	継続収入	市充当分	人口	充当分 /人口
1891	524.7(100.0)	134.4(25.6)	20.3(3.9)	44.5(8.5)	20.5(3.9)	17.6(3.3)	390.3(74.4)	128475	3.0
92	578.7(100.0)	137.6(23.8)	20.6(3.6)	58.0(10.0)	18.5(3.2)	15.4(2.7)	441.1(76.2)	130844	3.4
93	582.7(100.0)	157.2(27.0)	20.7(3.6)	59.3(10.2)	20.9(3.6)	16.4(2.8)	425.5(73.0)	133766	3.3
94	619.3(100.0)	162.0(26.2)	21.0(3.4)	55.4(8.9)	31.6(5.1)	17.9(2.9)	457.3(73.8)	135883	3.4
95	610.1(100.0)	161.8(26.5)	21.2(3.5)	51.7(8.5)	30.1(4.9)	21.4(3.5)	448.3(73.5)	138937	3.2
96	607.4(100.0)	172.1(28.3)	21.5(3.5)	65.9(10.8)	30.8(5.1)	19.7(3.2)	435.3(71.7)	142342	3.1
97	616.3(100.0)	154.4(25.0)	22.3(3.6)	60.6(9.8)	28.2(4.6)	20.1(3.3)	461.9(75.0)	145592	3.2
98	631.1(100.0)	170.7(27.0)	22.4(3.5)	63.8(10.1)	38.0(6.0)	20.6(3.3)	460.4(73.0)	149766	3.1
99	650.0(100.0)	183.6(28.2)	22.8(3.5)	66.1(10.2)	43.4(6.7)	21.9(3.4)	466.4(71.8)	153348	3.0
1900	719.4(100.0)	193.2(26.9)	23.3(3.2)	70.4(9.8)	41.1(5.7)	33.4(4.6)	526.2(73.1)	156431	3.4
01	793.7(100.0)	223.0(28.1)	23.7(3.0)	91.0(11.5)	44.6(5.6)	31.0(3.9)	570.7(71.9)	157327	3.6
02	792.9(100.0)	221.6(27.9)	24.0(3.0)	81.3(10.2)	47.1(5.9)	33.1(4.2)	571.3(72.1)	159147	3.6
03	793.0(100.0)	220.3(27.8)	24.5(3.1)	65.5(8.3)	39.5(5.0)	39.5(5.0)	572.7(72.2)	161300	3.6
04	834.2(100.0)	213.7(25.6)	25.4(3.0)	71.5(8.6)	35.1(4.2)	35.6(4.3)	620.5(74.4)	162800	3.8
05	831.3(100.0)	216.4(26.0)	26.6(3.2)	72.6(8.7)	35.6(4.3)	35.2(4.2)	614.9(74.0)	162700	3.8
06	819.5(100.0)	228.5(27.9)	26.8(3.3)	78.0(9.5)	37.9(4.6)	34.9(4.3)	591.0(72.1)	164000	3.6
07	862.7(100.0)	235.3(27.3)	26.2(3.0)	78.5(9.1)	36.0(4.2)	36.1(4.2)	627.4(72.7)	165800	3.8
08	949.1(100.0)	252.4(26.6)	26.4(2.8)	107.8(11.4)	28.8(3.0)	38.2(4.0)	696.7(73.4)	167100	4.2
09								167400	
10								169500	
11	1058.4(100.0)	261.1(24.7)					797.5(75.3)		
12	1140.3(100.0)	234.9(20.6)					905.4(79.4)		
13	1245.0(100.0)	258.7(20.8)					986.2(79.2)		

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld im Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 125; Teil 4, S. 57; Die Verwaltung der Stadt Elberfeld in dem Zeitabschnitte 1900 bis 1910, S. 22; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 11. Jg. 1913, S. 184.

なかで、現金・現物施与が20～25万マルク前後の水準で推移して、支出総額に占めるその割合を約40%から25%へと大きく後退させた反面、疾病扶助の伸びが顕著だったことである。後者は、おそらくは貧困者が市立病院で受ける診療費が在宅救済の費用として支出されるようになったことが大きく作用して、1892年には一挙に2.7倍に増大したが、その後も同年から1911年までの間に3倍の伸びを示した。それによって、総額に占めるその割合は13%から20%へと上昇した。ここでも、救済の内容に関して徐々に重心の移動がみられつつあったのである。

在宅救済と救貧院の2つの支出が支出総額の伸びとほぼ歩調を合わせた動きをしていたのに対して、遺・孤児院のための支出は10万マルク足らずから18万マルク余りへと1.7倍の増大

にとどまった。そして、支出総額に占めるその割合も、91年の約20%から1900年代に入ると約15%にまで低下した。それとは対照的に、管理費は2万マルクから9万マルク足らずへと4倍以上に増大し、1903年以降のそれはとくに顕著で、10年足らずの間に2倍の伸びを示した。さきに注記したように、有給吏員数が僅かながらも増加しつつあったことと合わせて、看過できない事実であろう。

57) 第30表は救貧活動のための収入源を概観するのに簡便であるが、どのような基準と範囲で集計がなされたのかが明らかではない、という統計上の問題もはらんでいる。ここでは、「返戻金」額が1903年に急減しているが、エルバーフェルト市年報 *Jahrbuch der Stadt Elberfeld* に掲載された数字と対照すると、02年までの数字は施設を含む救済活動全体の額を示していたのに対して、03年以降のそれは在宅救済だけに限られているようである。年次報告を基礎とする数字は第31表に掲げられている。

第31表 エルバーフェルトにおける返戻金支払いの主体

(単位：千マルク，%)

年度	救貧組織	経営者保険組合など	本人・扶養義務者	合計
1896	32.8(49.9)	7.1(10.8)	25.7(39.1)	65.7(100.0)
97	30.2(50.0)	6.6(10.9)	23.5(38.9)	60.4(100.0)
98	29.3(46.1)	8.3(13.1)	26.0(40.9)	63.6(100.0)
99	30.9(46.9)	8.2(12.4)	26.8(40.7)	65.9(100.0)
1900	34.8(49.5)	10.5(14.9)	25.0(35.6)	70.3(100.0)
01	41.7(45.9)	11.5(12.7)	37.6(41.4)	90.8(100.0)
02	33.7(41.6)	14.4(17.8)	33.0(40.7)	81.1(100.0)
03	35.7(43.3)	12.9(15.7)	33.8(41.0)	82.4(100.0)
04	39.8(44.2)	15.4(17.1)	34.7(38.6)	90.0(100.0)
05	34.4(39.0)	18.1(20.5)	35.6(40.4)	88.2(100.0)
06	33.7(35.4)	19.1(20.0)	42.5(44.6)	95.3(100.0)
07	34.5(35.2)	21.8(22.3)	41.6(42.5)	97.9(100.0)
08	41.3(34.2)	22.2(18.4)	57.3(47.4)	120.8(100.0)
09	39.9(33.0)	26.0(21.5)	54.8(45.4)	120.8(100.0)
10	46.7(34.8)	27.1(20.2)	60.3(45.0)	134.1(100.0)
11	48.5(34.9)	23.6(17.0)	66.8(48.1)	138.9(100.0)

資料：Die Verwaltung der Stadt Elberfeld indem Zeitabschnitt 1891 bis 1902, Teil 1, S. 134, 140, 143, 149; Jahrbuch des Statistischen Amtes der Stadt Elberfeld für 1903 und 1904, Teil 2, S. 79-82; Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 5. Jg. 1907, S. 135-137; 7. Jg. 1909, S. 159-161; 9. Jg. 191, S. 157-159.

以上のような救貧活動に必要な資金はどのように調達されたのであろうか。救貧活動に関する収入とその内訳をみた第30表⁵⁷⁾によると、1891年度の救貧活動のための収入総額は13万マルク余りで、84年度の半分近くに落ち込んでおり、支出総額の1/4強を占めるに過ぎなくなった。その後、収入総額は徐々に増大したけれども、そのテンポは遅く、支出総額に占める割合は、1911年までほぼ一貫して27~28%と、いわば低位安定的に推移し、12, 13年にはさらに20%にまで低下した。これには、『日報』の収益や貯蓄金庫積立金利子といった、大口の収入が救貧財源から外されたことが大きく響いていた。1880年代後半から90年代初頭にかけてエルバーフェルト市の救貧財政のあり方は大きく変化していたのである。

残された財源のなかでは、「基金利子」も90年代初頭には約20万マルクに過ぎず、80年代の40万マルクという数字を大幅に下回っていた。

種々の基金がその性格によって整理されたり、統計上の変更などがあつたのではないかと推測されるけれども、仔細は明らかではない。いずれにしても、「基金利子」は、収入総額の10%強、救貧支出総額の3%程度を占めていたにすぎなかったのである。

「返戻金」も同様に減少した。これは、病院が救貧部の管轄から外されたことに伴って、一般患者の診療・治療費が「返戻金」の項目に含まれなくなったことによるものと思われる。それでも、「返戻金」は収入源としては最大の項目であり、支出総額の約10%を占めていた。弁済の主体内訳を示す第31表によれば、96年に「返戻金」全体の50%を占めていた州と地域の救貧組織Land- und Ortsarmenverbändenは、その後その比重を低下させ、他方では、救済を受けた本人やその他の扶養義務者Pflegerinnen und sonstigen Verpflichteten, および、労災、疾病、老齢・廃疾という3つの社会保険の機関で

第 32 表 エルバーフェルト市予算(1913 年)

(単位：千マルク)

項目	経常予算				特別会計予算	
	歳入	歳出	歳入超過	歳入不足	歳入	歳出
市財産	558.5(2.2)	504(2.0)	54.5(0.5)	—	1710.0(8.6)	1710.0(8.6)
一般行政	265.9(1.0)	821.4(3.2)	—	555.5(5.4)	1300.0(6.5)	1300.0(6.5)
警察・市場制度	128.5(0.5)	943.1(3.7)	21.3(0.2)	835.8(8.2)	—	—
建設	1402.6(5.5)	2625.0(10.2)	—	1222.5(12.0)	2743.4(13.8)	2743.4(13.8)
救貧	248.3(1.0)	1082.3(4.2)	—	834.1(8.2)	200.0(1.0)	200.0(1.0)
学校	1428.5(5.6)	4455.0(17.4)	—	3026.5(29.6)	555.0(2.8)	555.0(2.8)
照明・水道	1.4(0.0)	317.0(1.2)	—	315.7(3.1)	—	—
消防	6.6(0.0)	172.3(0.7)	—	165.8(1.6)	10.9(0.1)	10.9(0.1)
公営事業	8705.8(34.0)	7546.6(29.4)	1354.0(13.2)	194.8(1.9)	4708.0(23.6)	4708.0(23.6)
邦分担金	4.5(0.0)	102.3(0.4)	—	97.8(1.0)	—	—
州分担金	—	525.0(2.0)	—	525.0(5.1)	—	—
福祉	620.2(2.4)	840.7(3.3)	—	220.4(2.2)	1471.5(7.4)	1471.5(7.4)
芸術・学問	77.4(0.3)	347.0(1.4)	—	269.6(2.6)	10.6(0.1)	10.6(0.1)
公共・科学施設	2.3(0.0)	100.0(0.4)	—	97.5(0.9)	—	—
公債	3030.5(11.8)	4714.5(18.4)	—	1684.0(16.5)	7157.8(35.9)	7157.8(35.9)
地方税	8734.6(34.1)	280.8(1.1)	8630.6(84.4)	176.8(1.7)	44.3(0.2)	44.3(0.2)
予備費	237.2(0.9)	76.0(0.3)	161.3(1.6)	—	—	—
基金	184.7(0.7)	184.7(0.7)	—	—	—	—
合計	25637.4(100.0)	25637.4(100.0)	10221.7(100.0)	10221.7(100.0)	19911.5(100.0)	19911.5(100.0)

資料：Jahrbuch der Stadt Elberfeld, 11. Jg. 1913, S. 215.

ある経営者保険組合 Berufsgenossenschaften, 疾病金庫 Krankenkassen, 保険協会 Versicherungsanstalten の割合は、それぞれ 39% から 48% へ、10% から 17% へと増大した⁵⁸⁾。社会保険を始めとする諸制度の展開によって救貧制度が代替・補完されていくという関係の 1 面がここに示されているのである。

いずれにしても、収入が減少した分だけ救貧財政が市からの充実に頼る割合は増大し、1891 年以降、それは支出総額の 3/4 を占めていた。うえに述べたような制度変更のために、80 年代

以前との比較は容易ではないが、実質的な負担はやや増大したといえるのかもしれない。充当分を人口 1 人当たりでみると、1891 年の 3.0 マルクから 90 年代前半の上昇と後半の低下を経た後、1900 年以降は 4 マルク前後にまで上昇したのである。他方では、膨張しつつあった市財政のなかでは救貧費の占める割合はそれほど大きくはなかった。1913 年のエルバーフェルト予算を第 32 表でみると、救貧費は歳出総額の 4.2%、歳入不足額の 8.2% を占めるにすぎなかったのである。

58) 在宅救済に絞って「返戻金」の支払い主体の統計を整理・分析したブッシュは、1896-1904 年の期間における救貧組織による弁済額のわずかな上昇、本人やその他の扶養義務者によるその上昇傾向を確認しながら、「経営者保険組合、疾病金庫、保険機関との討議は、法的に厳格に定められた方法で行われており、掲げられた数字は、これらの機関による補償が比較的一様に上昇していることをも示している」と述べている。彼に示す表では、経営者保険組合などによる弁済額は、うえの期間に 2 倍に増大し、全体に占めるその割合も、9% から 14% に上昇した。Busch, a. a. O., S. 15-16.

おわりに

以上、エルバーフェルトにおける救貧制度とその活動実績をおおよそ半世紀にわたってみてきた。そうしたなかで特徴的と思われることを簡単にまとめて、結びにかえよう。

市財政の逼迫を軽減するという当初の目標に

関しては、エルバーフェルト制度は成功をおさめた、といてよい。在宅救済の件数と人数、各施設の収容者数は低い水準に抑えられ、それによって市の救貧負担もまた一定の限度内に絞り込まれたからである。その成立から約60年間にわたってこの制度の基本的な枠組みが維持され続けたのも、そして、ドイツ内外の都市や救貧行政の担当者からこの制度が注目を集めたのも、こうした成功の故だったと考えられる。

うえのような成功はどのようにしてもたらされたのであろうか。制度に即してその要因を考えるとすれば、まず市民の協力をあげるべきであろう。救貧財源となる基金は、多くの市民が様々な機会に大小の別なく寄付したことによって成立し、増大したし、救貧活動を担う無給の名誉職に動員された多数の市民は積極的にこれに参加した。さらに、市民の寄付によって設立された施設や組織が、この制度の周辺でそれを補完する機能を果たしたことも、既にみたとおりである。

制度が成功した背景ないし前提として、救貧制度の発動を不要にした諸要因にも目を向けなければならない。この地域の経済発展を措くとすれば、この点でとくに注目されるのは、市の失業対策事業や1894年に開設されて徐々にその活動規模を上げた職業紹介所とならんで、種々の共済制度の展開である。これは、規定のうえでは貧困者の扶養義務を負う者の範囲が次第に拡大したことに示されていたが、救済の対象が一定の限度内に抑制された背後でも、そうした共済機能が働いていた、と推測することは可能であろう。また、より具体的なレベルでは、返戻金の支払主体として、本人や他の扶養義務者、経営者保険組合をはじめとする社会保険制度の保険機関がその比重を高めつつあったが、

これは、救貧制度の担うべき範囲が小さくなりつつあったことを示している。とくに後者は、救貧制度に対する社会保険制度の代替・補完関係を示すものとして注目に値しよう。

このように制度が成功裡に展開するなかで、いくつかの変化がみられたことも見逃されてはならない。

まず、一方では孤児院の設置とその遺児院との統合、浮浪者収容施設の設置がみられ、他方では病院が救貧部の管轄から外される、というように、救貧部が管轄する組織についての整理統合がなされた。また、後見制度に関しては、遺児評議会は救貧部とその下にある諸機関に委任されていたが、救貧部内にこの問題を担当する吏員がおかれ、遺児評議会本部の構成も1部では救貧部のそれとずれるなど、救貧制度からそれが分離される動きが始まった。

救済の種類や内容についても、重点の移動があった。救貧支出の面でこれをみると、当初は施設救済の比重が高かったが、その後在宅救済が多くを占めるようになったし、在宅救済のなかでは、現金・現物施与の割合が低下する反面、疾病扶助のそれが上昇する傾向にあった。また、救貧院収容者のなかでは高齢者と労働不能者がますます多くなっていった。

救済内容が拡充されていったことも、注目されるべき事実である。在宅救済については、救済基準が引き上げられ、地区と区域の数も増加していったし、女性貧民扶助員の登用は、きめ細かな救済の活動を可能にしたであろう。また、施設救済に関しては、孤児院や浮浪者収容施設が開設され、救貧院や遺児院の増築や改築も数回にわたって行われた。

こうした展開のなかで、とくに今世紀に入ってから、制度の基本的な枠組みとは異なった

エルバーフェルト制度の展開（２）

要素も導入されるようになった。1902年に登用された女性の貧民扶助員は、1地区14人の貧民扶助員に上乘せする形で最高3人まで認められ、女性に適した仕事を割り当てられた。さしあたっては、第4地区で2人の女性扶助員が任用されたにすぎなかったが、1911年には7人の女性扶助員が活動していた。これは、地区や区域を単位とする制度にとっては、新しい側面であった。また、多くが名誉職によって担われる制度

のなかで、専門吏員数が増加の兆しをみせつつあったことも、既にみたとおりである。分権制と名誉職制というこの制度の特質に新しい要素が加わりつつあったのである。

[付記] 本稿は平成8年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)(2)(課題番号08630066)に基づく研究成果の一部である。